(目的)

第1条 この要綱は、老朽化して倒壊や一部崩落のおそれがある危険な空き家の除却を促進し、町民の安心安全な住環境の形成を図るために町内に存する老朽危険空き家の解体工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、平内町補助金交付規則(平成13年平内町規則第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 空き家 一戸建ての住宅又は併用住宅(長屋及び共同住宅を除く。)及びその附属建築物で、おおむね年間を通して使用実績がない等長期間にわたって居住 その他の使用がなされていない状態にあるもの
 - (2) 老朽危険空き家 周辺の住環境等に深刻な影響を及ぼしている空き家であって、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 別表に掲げる平内町空家等危険度判定基準表の合計点数が100点以上のもの

イ その他町長が除却の必要があると認める建築物

(補助対象老朽危険空き家)

- 第3条 補助金の交付の対象となる老朽危険空き家(以下「補助対象老朽危険空き家」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 平内町内に存すること。
 - (2) 個人が所有する木造建築物(一部の軽量鉄骨造も含む。)であり、不動産業 者等が営利目的で所有している物件ではないこと。
 - (3) 併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されていたこと。
 - (4) 当該建築物及び建築物が存する土地について、所有権その他の権利が明確であり、所有権以外の権利が設定されていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号 のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象老朽危険空き家の所有者(登記事項証明書又は固定資産税課税台帳に登記され、又は登録されている者。以下「所有者」という。)又はその相続人
- (2) 前号に規定する者から補助対象老朽危険空き家の除却について同意を得た者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。
 - (1) 平内町暴力団排除措置要綱(平成24年平内町告示第38号)第2条第2号に規定する暴力団員等に該当する者
 - (2) 補助対象者又は補助対象者と同一の世帯に属する者に平内町に納めるべき税 金等の滞納がある者
 - (3) 第8条に規定する申請者の他に所有者がある場合において、補助対象老朽危 険空き家の除却について、全ての所有者の同意を得られない者。ただし、紛争等 が生じた場合の誓約書(様式第1号)の提出ができる者については、この限りで ない。
 - (4) 複数の相続人がある場合において、補助対象老朽危険空き家の除却について、 全ての相続人の同意を得られない者。ただし、紛争等が生じた場合の誓約書(様 式第1号)の提出ができる者については、この限りでない。
 - (5) 所有者と補助対象老朽危険空き家が存する土地の所有権その他の権利を有する者が異なる場合において、補助対象老朽危険空き家の除却について、全ての当該者の同意を得られない者
 - (6) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた者
 - (7) 補助金の交付要件を満たすため、老朽危険空き家を故意に破損させた者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認める者 (補助対象工事)
- 第5条 補助金の交付の対象となる工事は、補助対象者が空き家の解体及び撤去を行 う資格を有している法人又は個人事業者と契約して行う補助対象老朽危険空き家を 除却するための工事とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助金の交付 の対象としない。
 - (1) 補助金の交付の決定前に着手した工事

- (2) 補助対象老朽危険空き家の一部のみを除却する工事
- (3) 建替えを目的とした工事
- (4) 営利事業を行う者が、当該事業のために行う工事
- (5) この事業と併せて他の制度等で補助金その他の公的資金の交付を受けようとする工事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が不適当と認める工事 (補助対象経費)
- 第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助 対象老朽危険空き家の除却並びに除却に係る廃材等の運搬及び処分に要する費用で、 その内容及び金額が適正と認められるものとする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を限度とする。

(事前調査)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、平内町老 朽危険空き家除却促進事業事前調査申込書(様式第2号)を提出し、町が実施する 事前調査により、空き家が危険であることの判定を受けなければならない。
- 2 町長は、前項の申込みがあったときは、現地調査を行い、その結果を平内町老朽 危険空き家除却促進事業事前調査結果報告書(様式第3号)により申請者に通知す るものとする。

(補助金交付の申請等)

- 第9条 申請者は、事業に着手する前に平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1) 平内町老朽危険空き家除却促進事業実施(変更)計画書(様式第5号)
 - (2) 解体工事見積書の写し
 - (3) 位置図
 - (4) 現況写真
 - (5) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全員が平内町に納めるべき税金等 を滞納していないことを証する書類

- (6) 建物及び土地の登記事項証明書又は固定資産課税台帳の写し
- (7) 平内町老朽危険空き家除却促進事業事前調査結果報告書の写し
- (8) 暴力団排除に係る誓約書(別添1)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 (交付決定)
- 第10条 町長は前条に規定する申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付決定通知書 (様式第6号)により申請者に通知するものとし、不適当と認めるときは平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金不交付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

- 第11条 申請者は、補助金の交付の決定後において、事業の内容を変更しようとするときは、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金変更申請書(様式第8号)に平内町老朽危険空き家除却促進事業実施(変更)計画書(様式第5号)及び第9条第2号から第7号までに掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請があったときは、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金 変更承認通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第12条 補助対象老朽危険空き家解体工事の着手は、補助金の交付の決定後に行わなければならない。

(申請の取下げ)

- 第13条 申請者は、補助金の交付の決定後において、平内町老朽危険空き家除却促進 事業補助金申請を取下げようとする場合は、平内町老朽危険空き家除却促進事業補 助金申請取下書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は前項の申請取下書の提出があったときは、その内容を精査した上で、平内 町老朽危険空き家除却促進事業補助金申請取下承認書(様式第11号)により申請者 に通知するものとする。

(完了報告)

第14条 申請者は老朽危険空き家解体工事が完了したときは、完了の日から起算して

30日以内に、平内町老朽危険空き家除却促進事業完了報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事写真(施工前及び施工後)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 (補助金の額の確定)
- 第15条 町長は、前条の規定による事業完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、平内町老 朽危険空き家除却促進事業補助金確定通知書(様式第13号)により申請者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第16条 前条の規定による通知を受けた申請者は、平内町老朽危険空き家除却促進事業補助金交付請求書(様式第14号)を町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 第17条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、 交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
 - (1) 申請書及びその他の提出書類の内容に偽りがあったとき。
 - (2) 解体又は撤去後3年を経過しないうちに住宅、物置等を建築したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不適当と認めるとき。 (補則)
- 第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

判分	定区分	評 定 項	設定内容	評点	計
1	構造一	①基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉	10	

	般の程		石であるもの		
	度		ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構腐はので、とは、おは、おは、ので、とは、は、ので、とは、は、ので、は、は、ので、とは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	台、柱	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が 腐朽し、又は破損しているもの等小修理を 要するもの	25	
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜 が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損し ているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又 は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損 又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			ロ 外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損 により、著しく下地の露出しているもの又 は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
			イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれが あり、雨もりのあるもの	15	
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50	

3	防火上	⑥外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	
	又は避難上の構造の程度		ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
		⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4	排水設備	8雨水	雨どいがないもの	10	
5	配置上	9 外 部	イ 樹木が繁茂し、建物を傷めている	25	
	の程度	への影響等	ロ 立木や雑草などが繁茂し、地域住民の 日常生活に支障を及ぼしている	25	
			ハ 道路に接し、建築材料の落下等による 通行の危険性が高い	50	
備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合におい					合計
ては、当該評定項目についての評点は、当該評定内容に応ずる各評					点
点の					